

## ハートフォード生命、桐生信用金庫と 変額個人年金保険販売で提携 -10月15日より提携金融機関は71社に-

[2007年10月15日]

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、新たに桐生信用金庫（本店：群馬県桐生市、理事長 坂田 忠男）と提携し、2007年10月15日より桐生信用金庫において変額個人年金保険「アダージオV3」の販売を開始します。この提携により、ハートフォード生命の個人年金保険を取り扱う金融機関は71社となります。

「アダージオ V3」は、株 40 型と株 60 型の二つのコースがあり、いずれも退職後の豊かな生活に備えるための「ふやしたい」、「うけとりたい」、「へらしたくない」というお客様のニーズに対応する商品です。

< 「アダージオ V3」の特徴 >

■ 「ふやしたい」：安定的なリターンの追求

保険料は、契約初期費用をいただくが全額を株式と債券を組み入れたバランスファンドで運用します。「株 40 型」は株式 40%（うち外国株式 30%）、債券 60%（うち外国債券 35%）を組み入れた安全性重視の資産配分であり、「株 60 型」は株式 60%（うち外国株式 50%）、債券 40%（うち外国債券 25%）を組み入れたより成長機会を享受できる資産配分としています。

■ 「うけとりたい」：契約 1 年後から「特別払戻」の受取可能

契約 1 年後から、一時払保険料相当額の最大 3%（年間）を「特別払戻」として受け取ることが可能です。「特別払戻」は、お客様のニーズに合わせて毎年の受取回数を選択できます。また、請求の都度の受取、受取開始後の中断や再開も可能です。一方で、「特別払戻」の受取をしないこと（据置運用）も選択できます。

■ 「へらしたくない」：一時払保険料相当額を受取総額で最低保証

万一運用が思わしくない場合でも、「最低保証付終身年金」及び「最低保証付確定年金」をお選びいただくことにより、受取総額（特別払戻累計額と年金保証額の合計）で、一時払保険料相当額が最低保証されます。この最低保証を受けるための最低運用期間は、「株 40 型」では 10 年、「株 60 型」では 15 年となっています。

また、長生きへの備えとして、一生涯にわたり年金の受け取りを可能とする「保証期間付終身年金」や「一時金付終身年金」等の年金受取方法をお選びいただけます。

「アダージオ V3」(変額個人年金保険 II 型 2003・特別加算金付最低保証年金特約 1015 型/1510 型)  
変額個人年金保険のリスクと手数料について

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高、解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 変額個人年金保険は預金等ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約、一部解約（特別払戻を除く）をした場合や年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。
- 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、資産残高に対して年率 2.36%の割合で資産残高から毎日控除されます。
- 運用関係費用：ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率 0.525%（税抜 0.50%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して 1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
- 解約手数料：ご契約日および増額日からその日を含めて 7 年未満の解約、一部解約（特別払戻を除く）をした場合にかかります。ご契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額※の 7%～3%の割合で解約日の資産残高または一部解約請求額から控除されます。
- ※ 解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- \* この商品にかかる費用の合計額は、「運用期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費）」の合計額となります。また、特定のお客様には「解約手数料」がかかります。

#### 変額個人年金保険およびハートフォード生命保険株式会社について

変額個人年金保険は、2002 年 10 月に開始された銀行による保険商品の窓口販売を契機に、充実した退職後の生活に備えるための効果的な資産運用商品であるとの認知が高まりました。2007 年 3 月末現在、特別勘定資産残高でみた変額個人年金保険の市場規模は 14.8 兆円となり、銀行による窓口販売開始前の 2002 年 9 月末時点と比べて約 25 倍と急成長をとげています。ハートフォード生命の販売は 2000 年 12 月の営業開始以来、好調に推移し、2007 年 3 月末現在、特別勘定資産残高でみた同市場のシェアは約 24.7%と、ナンバーワンの実績を収めています。

（保険毎日新聞 2007 年 6 月 7 日掲載記事による）

『年金の達人®』ハートフォード生命は、優れたリスク管理と卓越した商品開発力とともに健全な財務体質を維持しながら、お客様が退職後の大切な資産を有効に運用・活用して、経済的に安心してすごしていただけるように、最適なソリューションを提供するトップ・ブランドを目指します。ハートフォード生命に関するより詳細な情報については、当社のウェブサイト（[www.hartfordlife.co.jp](http://www.hartfordlife.co.jp)）をご覧ください。

\* \* \*

#### ハートフォードについて

フォーチュン 100 社の 1 社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービシズ・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所取引コード: **HIG**、以下「ハートフォード」）は、米国で最も由緒ある大手保険および金融サービス会社の 1 つであり、ミューチュアル・ファンドを含む投資金融商品をはじめ、各種生命保険、団体年金、団体生命保険、自動車保険、住宅保険、法人向け損害保険などを提供しています。2006 年における収入は約 265 億ドルに達しています。ハートフォードは、日本、ブラジル、英国で国際事業を展開しています。ハートフォードに関する詳細な情報についてはウェブサイト（[www.thehartford.com](http://www.thehartford.com)）をご覧ください。ハートフォード生命保険株式会社は、ハートフォードの日本法人です。

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思ひます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2006 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。

<この件に関するお問い合わせ先>  
ハートフォード生命保険株式会社  
広報部広報ユニット  
白土朋之/戸川明美  
電話: 03-5777-8000